

世界農地會議に出席して

大 和 田 啓 氣

昭和二六年二月一八日の本所研究會において、世界農地會議に出席された豊林省農業改良局農林事務官
本所兼務大和田啓氣氏のお話を伺ったが、本稿はそれを速記したものである。（編者）

一 會議の性格

私は去年の一〇月から一二月にかけて再びアメリカに行く機会に恵まれ、ヴィスコンシンというカナダに近い洲のマディソンにあるヴィスコンシン大學における會議に参加して來ました。この會議では三九の國々の代表者によつて約四〇日にわたり、農地制度その他農業政策一般が討議されました。

本日はこの會議の報告と會議で問題になつた事柄を中心にして、狭い意味の農地制度には限らず、およそ農業について國際的立場に立てばどういうことが現在問題になつてゐるかということを少し御紹介してみたいと思います。なお農業の國際的な問題といひますと、農産物の國際的な流通の問題とか市場の問題も當然考えられますが、ここでは農業構造について問題になつてゐることを話してみたいと思ふのです。

今度の會議は世界農地制度會議 The World Land Tenure Conference とひょうめいするが、Land Tenure

という言葉は、小作と譯す人もあるようですが、小作というより少し意味が廣い言葉で、農地の保有とか農地の社會經濟的利用とでも譯すのが適當でしょう。しかし今度の議會では、農地改革ばかりでなく廣く農業改革とよばれる内容のものが扱われたわけです。

この會議には、三九の國々が集まつたわけですが、アメリカの主催で、アメリカが招待したものですから、ソ連及びソ連圏の國々は出席しておりません。しかし西ヨーロッパ、南米、中米の諸國はほとんど全部出席し、アジアからも日本、臺灣、フィリッピン、インド、タイ、ビルマ、パキスタン、イランという國々、さらに佛印のカンボジアからも代表が來て非常に大規模の會議になりました。この會議は大學の主催の純然たる學術會議でありますから別に政治的な意圖のないことはいうまでもありません。しかしこの會議を後援したのがアメリカの對外援助機關であるECAすなわち經濟協力局、及びTCA——これはトルーマン大統領の外交政策の一つのポイント・フォア（後進國開發援助）を擔當する技術協力局でありますが、——この二つの機關でありますので、この會議はやはり現在の國際情勢、きびしい米ソの對立を反映しており、世界の動きをこの會議から讀み取ることもできるわけです。

この會議に對するアメリカの期待は非常なもので、國務次官補のソープ氏、農務次官のマコーミック氏など出席して演説をしました。要するにアメリカの立場に立つてみると、世界の人々の二十分の六の人々がソ連及びソ連圏に取込まれている。ソビエト、中國、東歐を含めてです。それに對立し反共の立場をとつてゐる文明國の人々は、二十分の五にすぎない。その残りの二十分の九が後進國あるいは未開發地域に住んでゐる。人口にすれば約十億になるわけです。この人達がどちらの陣營に投ずるかによつて世界の歴史が決定され、後進國の動向は世界歴史の今後にとつて甚だ重要なわけです。

東南アジアとか、今問題になつてゐるエジプト、イラン、シリアを含めた中東近東地帯は、アメリカとソ連とが主導権をにぎるために死活の闘いを續けてゐることは御承知のとおりです。問題はこういう國々が政治的に經濟的にきわめて安定を缺いてゐることにあります。そして政治的・經濟的な不安定は何に基くかといへば、結局は國民大衆の飢えと貧困にほかならない。そういう地帯はおしなべて農業國で、人口のほとんど八割は農業に依存してゐる。そしてきわめて遅れた小作制度ときわめて遅れた生産力をもつて、農民たちが非常に苦しい生活を營んでゐる。だからそこでだれかが赤い旗を振れば、その旗のなびくところ民衆は動搖する。従つてそういうところで政治的あるいは經濟的な安定をつくり出すためには何が當面必要かといへば、おそらくは農地制度を改革することであろう。アメリカの人達はこう考えるのです。農地改革をどのように評價するか、人によつてももちろん意見は違ひます。しかし日本における農地改革の成功、従つてそれによる政治經濟のある程度の安定と中國本土における國民政府の腐敗墮落による農地改革の失敗、それに基く中國の崩壊、この二つの事實はアメリカにとつて痛切な經驗であります。こういうことを背景にして考えると東南アジアとか近東などにおいて、農地改革をやる可能性があるかどうか、あるいはそれをやるためにはどのような手段と方法とが必要であらうかといふことの測定をこの會議に期待することは、決して無理ではありません。

アメリカがこの問題に興味を持つたのは決して新しいことではありません。一九五〇年のトルーマンの年頭の教書におけるポイント・フォア政策の宣明もまさにこれに關係しております。また去年の九月に國際連合の經濟社會理事會で、後進國の經濟發展のために、農地改革を勧告するという決議が通つていますが、この決議を通すことに最も努力したのはアメリカであります。アメリカの代表スバークマン氏は民主黨のなかでも家族經營の立場に味方しアメリ

カの農民組合を支持していますが、この人が國連代表として農地改革の決議案を最も強く主張したのです。この決議はヴィスコンシン會議を考へる場合の一つの重要な背景であります。

なお國連の經濟社會理事會の決議についても少しお話ししますと、これは國連の事務總長のリー氏の農地改革に關する報告を基礎にして決議されたものですが、この報告の結論は二つです。第一は後進國は農地改革をやるべきであるが、どの國にもあてはまるたつた一つの方法はあり得ないから、各國の條件に従つて各國でそれぞれ柔軟な方策をとるべきである。第二は、農地改革は孤立して行われるべきではなくて、經濟政策全體の統合された一部分として行ふべきである。この二つですが、特に第二は非常に意味深長なことを言つてゐるわけです。この會議でもアメリカの人々は、一九三〇年以後の農業不況をしのいだアメリカの經驗を述べ、農業改革の道はいろいろあるから、各國でそれぞれ獨得の工夫をこらしてもらいたいということを強調したわけです。

この會議では農地改革という言葉よりも、農業改革という言葉がよく使われました。その意味は農業發展のためには、土地を再配分しただけでは不十分で、農業金融や、協同組合や、交換分合や、農業技術指導を合せて行ふのではありません。農業を進歩させることはできないということです。アメリカの經驗について言えば、アメリカの農業は今までこそ非常に進歩しましたが、わずか二〇年ほど前の一九三〇年には農家で電燈を持つていた者がわずかに一％にすぎない。さらに一八〇〇年代に自作農が全體の五分の四あるいは四分の三あつたのに、一九三〇年には五八％に減少し、アメリカの農民の四二％が小作農になつてしまいました。また借金は非常に多いし、そのほかいろいろな悪い面があつたのです。ところがこの二〇年ほどの間に戰爭の影響もありましたが、ニューデールの農業政策によつて事情は一變しました。農産物の價格支持政策、あるいは小農に對する政府の直接の金融措置、あるいは農業普及員による

技術指導、また土地改良保全その他いろいろの農業保護政策が實を結んだのです。農民組合その他による農民の活動も、もとより與つて力があります。

アメリカの農業について説明しながらアメリカ代表達が面白いことをいいました。アメリカの農業は何もすべてがいいのではなくて、見られればはなはだ恥しいものがたくさんある。たとえば南部にまだ根強く残つてゐるシェアー・クロッバーです。これは主として黒人で、一九三〇年には八〇萬以上いましたが今でもその半分は残つています。アメリカの農民の數は、大體六百萬と押えればいいのですからなかなか大きい割合です。シェアー・クロッバーというのは、南北戦争の時まで奴隷でいた黒人が解放された時、前の大經營主が五エーカーなり一〇エーカーの土地を黒人に貸して、馬や機械や種子を前貸し、小作料として收穫の二分の一ないし三分の二をとつた制度が引續き行われてゐるものです。この黒人は文化的にも非常に遅れてゐるし、黒人に對する一般の差別待遇とからんで、きわめて複雑な問題が南部にあるのです。これはアメリカにとつて一つのアキレスの踵ともいえるものです。アメリカ南部の民主黨の一種特別な保守的な立場の一つの基礎とも考えられます。これに對してアメリカの代表は極めて卒直な態度をとつて、「アメリカにも非常に恥しいものもある。我々はこれを隠そうとはしない。我々にとつては會議に來た人たちが、こういう恥しいものに對してアメリカ人がそれを改革しようと努力していることをよく見て行つてもらいたい」といふのです。

二 東南アジアの農地改革の現勢

東南アジア の農業

會議で討議されたことはたくさんあるわけですが、今日はそのいくつかについてお話しします。先ず東南アジアあるいは近東、そういうところの農業がきわめて遅れた低い段階にあるということであり、私が二年前にアメリカに行つたときは、アメリカの農業と日本の農業との距離に驚いてしばしば絶望的な氣持になつたのですが、今度の會議を通じて學んだ東南アジアなり近東の農業は日本の農業に比べてはるかに遅れています。日本の明治維新當時、あるいは明治維新前の状態に停滯しているといえましょう。かいつまんで言いますと、これらの國々は押しなべて農業國であつて、人口の八割は農業に關係をしている。土地所有についてはタイとかカンボジアは別として、大體農地の半分は小作地です。タイでは自作地は八五%前後に上つています。カンボジアはほとんどすべての農地が農民によつて所有されていると言われますが、土地臺帳が不完全であるためにその約六〇%は耕作者が所有者であらうと推定されている程度です。近代的な所有權の制度が完全に法的に整備されていない状態です。

東南アジアでは小作料は一般に現物の刈分で收穫の五割です。ビルマでは三分の一ですが、これは例外的に少いところです。小作地の耕作權は確立していません。地主の要求があればいつでも土地は引上げられる状態です。その上日本と非常に違うことは、農業技術がきわめて遅れていて、米の反收で言えば日本の三分の一にすぎない。さらに日本では読み書きできない農民はほとんどいないが、東南アジアでは文盲が八〇%から九五%ぐらいで、読み書きできる農民というのは数えるほどしかないのです。地主自作を含めて、農民のきわめて上層の人たちがわずかに読み書きができる程度です。

農業協同組合も發達していません。日本では組合の網がすべての村に張りめぐらされ、農民はすべて協同組合の組

合員であるといえましょう。こういうことは實は世界のどこにもないことで、そこに却つて日本の協同組合の弱點もあるわけで、日本の農協が非常にいいというわけではありませんが、東南アジアではとてもそういうところまでも行つていません。東南アジアで比較的農協が發達していると思われるタイでも組合員の數は農民のおよそ一割にすぎません。いわゆる富農だけが組合を利用しているのです。タイ米の集荷で我々とも關係の深いタイ米會社は、以前は政府が一部分所有しており、現在は農協が全部その會社の株を持つているのですが、そこで支配する米の數量は全體の約四分の一にすぎません。その他の國々では協同組合の活動は極くお粗末です。これは近東のことですが今度の會議の小委員會の一つで、イランの代表がアメリカの農務省の弘報關係の人達の指導で信用協同組合の設立の宣傳をレコードに吹き込んだのですが、それは「さあ皆さん、これから力を合わせて協同組合をつくりましょう」という程度のものでした。

日本の農業を考える場合に否定的な面、たとえば經營面積が非常に狭いとか、あるいは人口が農村に群がついているという悲觀的な面を言えばきりがありませんが、東南アジアに比べればまだ明るい面もあります。たとえば農民のほとんどすべてが読み書きの能力があるし、技術の程度がきわめて高いし、協同組合はすでに形としてはほとんど完全に成立している。そういう状態を見れば、前途は極めて困難ではあるが、農業政策を考える場合に多少の光はさして來るといえますでしょう。

東南アジア
の農地改革

このように東南アジアの農業の現状を見てくると、農地改革の問題が共通のスローガンになることは當然であります。

終戦後二、三年の間、日本では農地改革ということを誰でもいつたように、現在、東南アジアではそ

の言葉がきわめて魅力的な響きを持つて口から口へと傳えられています。しかし農地改革が經濟的に必要であるというのと、農地改革が政治的に實行されるということとはまったく別の問題です。經濟的な問題と政治權力の問題とはおのずから別であつて、經濟的にどのように必要であらうと、政權を握る者がそれを欲しなければ、或いはやらざるを得ない破目に追込まれない限りは、農地改革は實行されません。いくつかの國について農地改革の現状を述べて見ます。

インドの 農地改革

日本で農地改革を行つた場合に、一つの非難として、土地を再分配して自作農をつくつても小さな自作農をつくることは將來意味がないではないか、こういう議論が繰返されました。この議論は現在まさにインドとパキスタンにおいてきわめて根強く行われています。ついでにいいますとインドやパキスタンは日本に對して非常にいい感情を持っています。またわれわれから見てもほかの國々とは違つて、ちやうど日本の明治維新のような國造りの勇氣に國民が満ちていることが感ぜられ、會つて非常に氣持のいい人達であります。

インドでは大體農業關係者の四％が地代に寄食している人達、おおよそ三分の一が自作農、三分の一が小作農、あとの三分の一が土地を持たない農業労働者です。これだけ龐大な農業労働者があるということ、そして全體として農業技術がきわめて遅れているということが日本と非常に違うところであります。

インドの地主制度の大きな特色としてザミンダーという大地主に注意しなければなりません。ザミンダーは非常にふしぎな生い立ちを持っています。一七世紀から一八世紀にかけてイギリスの東印度會社がインドを支配し始めた時に、會社は最初自分の力で直接農民から租税をとろうとしたのですが、農民の反抗によつて租税をとれなかつたので、方針を變え、オークション（せり）で、どこの村あるいはどこの郡の租税の請負人になる權利を誰かに與える、

農民からとつた租税の十一分の十を政府に渡し、十一分の一を租税請負人が自分の収入とするのです。ところがこの租税請負人の権利がだんだん世襲され、さらにイギリスの法學者が概念構成を誤つて彼等の権利を所有權にすりかえてしまつたというのです。だから龐大な土地を所有するザミンダーという大地主は、二、三世に遡つてみれば、單なる租税の請負人にしかすぎない、ほんとうの土地の所有者は農民自身である。そういう考え方からこのザミンダーに對する風當りは非常に強いわけです。

ザミンダーという大きな地主があるということ以外もう一つの特色は、このザミンダーと實際の耕作者との間に無數の中間小作人、(中間地主)があることです。インドのある委員會の調査によりますと、極端な例では一つの土地について五〇人の又貸人が存在していることが報告されています。鼠が餅をかじるように少しづつ地代をふところに入る連中がたくさんいるわけです。

このことについて思い出すのは、ラデジンスキー氏、前にNRSで農地改革を擔當し、現在では總司令部の外交局でアグリカルチュラル・アタッシシュ(農業官)をやっている人ですが、四七年頃にインドに旅行して首相のネール氏に會つています。その時に農地改革の可能性をネール氏に打診したところ、ネール氏は昂然としてインドの農地改革は可能であるし、自分はそれをやるつもりだと言つたそうです。その話をインドの旅行から歸つて私に話して、ネール氏がインドの農地改革を簡單にやれると言ひ切つたことは、インドの農地制度に對して十分の知識がないことを示すものではないだろうか、もしもネール氏がインドの農地制度、特に複雑な又貸制度について完全な知識があるならば、そのように簡單に斷言することはできないのではないか、そういうことを言つたことを覺えているわけです。

インドのネール政府は農地改革についての要求が現在非常に高まつているにもかかわらず、農地改革の法制化をや

つていません。インド政府の態度を端的に示す事件があります。それはインドの經濟再建の五ヶ年計畫を立案する委員會で最近五ヶ年計畫の草案を發表しましたが、この草案は政府によつてまだ正式に承認されていませんが、この草案では土地の再分配をやるべきではないという線をはつきり出しています。その理由には非常に考えさせられるものがあります。

政府が地主から土地を買い受けて、土地のない労働者を含めて小作農に土地を平均して與えても一戸當りわずか一町歩程度にすぎない。一町歩程度の土地をもつてしては、新しい技術や農機具をとり入れて生産力をあげることはできない。しかもこの一町歩の土地は何ヶ所にも分散している。交換分合もしないで一町歩の土地を貧農に與えることは徒らに社會的摩擦を激化させるだけで、インドの農業にとつてプラスにはならない。それは個人として經濟的に成立つ農業ができないばかりでなしに、われわれがこれからやろうとしている農業の共同化あるいは集團化の妨げになるという議論の立て方をしていゝのです。これに對してインドの地主制度を改革しなければいけないという輿論はなかなか根強く、たとえば社會黨は今度の選舉に先立つて、土地改革の綱領を出しています。それには土地は耕作者だけしか持てない、その限度も大體三〇エーカーに押さえる。それ以外の土地は政府が強制的に買収し、一定限度までは有償という考え方です。

もう一つの動きとして、ネール政府の態度とちがつていろいろな州でそれぞれ獨自の農地改革法を出しています。たとえば聯合州では五一年に地主制度を廢止する農地改革法を出しました。その内容としては、原則として地主及び又貸人は廢止し、政府の買収する農地に對して地主に土地からの純收入の八年分を保證する。さらに中小地主に對しては土地からの純收入の二倍ないし二〇倍の範圍で更生資金を與える。そういうことを言つてゐるわけです。この州

の土地改革の法律は、きわめてラジカルなものであるけれども、その實行がどこまで行われているかは樂觀できません。おそらく、先程申し上げたようなインドの政府の根本的な考え方及びその背景となつてゐる地主の勢力から見ても、各州において法律を出してもその實行がうまく行つていないのではないかと思うわけです。これについて参考になるのは、比較のおだやかな農地改革を行つてゐるビハール州では、高等裁判所が農地改革違憲の判決をし、それがインドの最高裁判所で争われていることです。

このインドの態度に關係してこういうこともあります。この會議で議題に入る前に、先ほど申し上げたように、國務次官補のソープ氏が演説していますが、氏は農地改革の必要性を強調して、最近のきわめて憂うべき傾向として一部の後進國で農地改革を過少に評價する傾向が出て來た。その人たちは工業化こそが國を救う唯一の道であるということを経調するあまり、農地改革を意識的に避けようとしてゐると警告してゐるのです。これは主としてインドのことを言つてゐるのでしょう。そのソープ氏の言葉にもかかわらず、あるいはそれに挑戦するかのうちに、インドの代表は、この會議で、インドにおける土地改革は理論的にも實踐的にもすでに解決済みの問題である、今のわれわれにとつての問題はいかにして農業生産力を高めるか、またいかにして工業化を促進して農村の過剰人口を都會に移すかということである、と大演説をしてゐるのです。これはさつきの五ヶ年計畫の委員會の態度と照し合せて非常におもしろいことです。アメリカはインドを非常に重く見て、インドの社會的な或いは經濟的な動搖を防ぐために、できるだけ早く穩健な土地改革を政府がやることを強く期待してゐるのです。これは想像ですが、ECAが資金を注ぎ込む際にそういうことをインドの政府に勧告するのでありましょう。それに對してインドは、土地改革をやつて、土地を再配分することが、經濟的に意味がないという消極的な言葉と、それからわれわれの農業問題は結局共同化の道に通

するという積極的な意見とをもつて、アメリカの政府、特にE C Aの人たちを説得しているものと考えられるのです。

フィリッピン
と
バキスタン

農地改革が積極的に行われていないことは、フィリッピンにおいても、バキスタンにおいてもほぼ同様であります。バキスタンでは最近、土地改革の委員会ができたという程度で、ここでは共同経営と技術改良に政府の重點がおかれていくようです。フィリッピンでは、すでに大経営を解體する法律はできて多少はやつていますが、必ずしも豫想通りにはうまく行つていません。それは小作地の特に多い水田地帯に反政府的な武装團體フク團が活動していることによつてもわかります。アジアにおいてその求めたところ、法律で表現した農地改革を大體その通りにできたのは、日本を除けばわずかに臺灣の小作料引下げだけです。

臺灣の
小作料引下

ここで臺灣の事情を簡單にお話します。國民政府が臺灣に來てから農地改革にはなかなか熱心です。中國本土からの敗退に際して、國民黨が完全に腐敗して、農地改革さえもできない政權になつてしまつたという批判をいやというほど聞かされたわけです。特にアメリカにおいて批判はなかなかきびしいのです。それで蒋介石政權は四九年の初めに臺灣の小作料引下げの法律をつくりました。孫文の革命以來國民黨のスローガンの一つとして「二五減租」ということが非常に強く言われてきました。小作料の二割五分を減らすという運動です。これをまず臺灣で取上げたわけです。今まで大體收穫の五割であつた現物小作料をそれぞれの土地について、基準生産高と考えられるものの三割七分五厘に引下げたのです。小作料の引下げに際して小作權を六年間にわたつて保障をする規定もおいてあります。この小作料引下げは、大體はうまくいったようです。日本で農地改革を行つた場合に、村でいろいろな形で脱法行爲があつたように、臺灣でも土地の引上げや請負小作などの問題は相當あ

つたでしよう。しかしとにかく三割七分五厘の小作料で落ちつかせたわけです。日本と非常に違うことは、依然として現物小作料であつて、金納化をやつていないことで、臺灣ではあの時金納化をやるべきだつたということをしきりに悔む人々がいるそうです。現物で三割七分五厘といえば、決して農業生産にとつて都合のいい小作料とは言えませんが、臺灣政府としても小作料引下げだけで満足しているわけではありません。今年から來年にかけて土地調査をやり、最初は國有地の賣渡、ついで私有地の買収、売渡による日本の自作農の創設のようなことをやりたいと計畫しています。豫定される小作地の保有面積は、政府の計畫によれば、田については一町歩、畑については二町歩で、日本の農地改革に比べれば價格その他についてはるかにおだやかなものでありますが、それでも今となつては、はたしてできるかどうかむづかしい問題があるようです。

イタリアの 農地改革

その他農地改革の問題は、東南アジアばかりでなく、イタリアにとつても死活の問題になつています。イタリアにも貧しい農民がいます。イタリアの南部、最近「シーラ山の狼」というイタリア映画が來て、あるいは見た方があるかもしれませんが、シーラ山といつて、イタリアを長靴にたとえればそのくるぶしにあたる山岳地帯ですが、その邊では住民の生活が非常にまずしい。イタリアからナポリの大學の先生が代表として來ていましたが、その人の話によると、五人ないし八人の家族の者が、牛と一緒に一部屋に起居しているのが珍しくない。年所得はわずかに二五〇ドルにすぎない。二五〇ドルというと九萬圓ですが、年所得九萬圓の九割は食事に使われてしまう。しかもミルクを飲む量は一人當り年に五リットル、肉は年に五・六回しかとりません。日本の貧農に比べれば決して悪いとは言えないようですが、イタリアの一人當り所得は日本の二倍ないし三倍で、労働者の生活は日本より大分いいのです。そういうことを考えると、この南部の住民の生活はきわめてまずしいわけ

す。

そういうところにおいて土地改革が非常に大きなスローガンになるのは當然です。イタリアの土地改革は新しい憲法に規定されて、イタリアの平和條約にも農地改革をやる義務があります。それにもかかわらず反對がものすごく大きくて、イタリアの政府は、日本の農地改革の法律のように全國に適用される法律をまだ出すことができません。そして今までやつた業績といえは、先ほどお話したシーラ山の地帯に適用される土地改革法と、それからもう一つ、その附近の地方に適用される地域的な法律を二つ出したにすぎないのです。シーラ地方の土地改革法についていえば土地の保有限度は三〇〇ヘクタールです。三〇〇ヘクタールといえは三〇〇町歩ですが、三〇〇町歩以上の土地を所有者から政府が買収して貧農に再分配するのです。ところが集約的に利用されていれば買収されないとか、耕作できない土地であれば買収されないとかいう規定があつて、甚だ不満足といわれています。非常に住民の生活のまずしいシーラ山に適用される法律においても、その程度のことしかイタリアはやつていない。ポー河の流域にも貧しい農業労働者がいますが、ここでも大經營の分割はまだ考えられてはいないので、土地改革を要求する聲はだんだん高くなつてきました。土地改革がこのようにおこなわれていることが、おそらくイタリアの社會的な、あるいは政治的な不安の要因を解く鍵になるかもしれません。

以上によつて農地改革の問題は、經濟的にそれが農業を發展させるため、あるいはその國の經濟を發展させるために必要だということ、それを實際にやるといふことは區別して考えなければならぬことがおわかりでしょう。さきほど話したラデジンスキー氏が會議の途中から討議に参加して、私の報告のあとで、それを敷衍する形で報告し

ましたが、そのなかでこういうことを言っています。東南アジアにおいて農地改革はきわめて必要であることはだれも異存はあるまい。しかしそれが現實に行われていないことも明らかである。農地改革が必要であるにもかかわらず行われていないところの最大の原因は、なにかといえば、だれも觸れることをいやがるけれども自分はあえて言うが、現在の政府が農地改革を欲しないことである。しかし現在の政府が農地改革をやらないならば、やがて近いうちに共產主義の政權が農地改革をやるであろう、そういうきわめて差し迫つた警告をしています。會議に出席した人々はいずれも政府の代表なので、思い切つたことがいえず、今まで觸れようとして觸れられなかつたことをラデジンスキー氏に言われて、非常に動搖した一幕があつたのです。

三 共同經營

會議で熱心に討議されたもう一つの問題は、先ほどインドで觸れたように、共同經營の問題です。

共同經營に
對する關心

この共同經營の問題は二つの立場から持ち出されました。一つはヨーロッパの國々——ソビエトに近くコルホーズについての宣傳を絶えず痛烈に浴びせかけられている國々——からで、一體社會主義的なコルホーズがいいのか、あるいは共同經營、これは大體資本主義的な共同經營という注釋をつけて、もいいのですが、それがいいのか、それとも今までのような個別經營がいいのかということを徹底的に議論をして、結論を得なければわれわれにとつて農業政策が立ちようがないという至極眞面目な意見です。それからもう一つはインド、パキスタンによつて代表されますが、農業技術がきわめて低く農民の知識程度がきわめて低い過小農國において、個別的な家族經營の將來についてきわめて悲觀的な考えが瀰漫していることに關係しています。インドの指導者

の中に、一町歩の貧農をつくつてもだめだという考え方がかなりの程度に感ぜられているということは前にも申し上げました。そういう國々において農地改革のいわば代案として、あるいはもつと正確に言えば、農地改革を本當に有効にするための方策として共同經營の問題が眞剣に考えられそして實驗されているのです。この共同經營の問題は、つきつめて行くと個別的な家族經營の將來に對して各國がどういふ立場をとるか、それに萬全の信頼を置いていいか、あるいは絶望しなければならないか、あるいはこれを守りつつ、何か脱皮の道が考えられなければならないのではないか、といった風の個別的な家族經營の將來の見通しの問題ときわめて密接に關連しているのです。この家族經營についての立場は、國によつておのずと三つのタイプがあります。

アメリカ の立場

その第一はアメリカです。アメリカは家族經營の將來について滿々たる自信を持っています。現在世界で家族經營の將來についていささかも不安を持つていないのは恐らくアメリカだけでありましょう。ジェファースンは、アメリカの民主々義を最初に理論づけた人と言われ、たしか三代目のアメリカ大統領であつたと思いますが、彼は小土地所有者——土地を持つている者は、土地を耕している者と考えられ、小自作農と言いかえてもいいのですが、——これはアメリカ・デモクラシーの基礎であるといつています。この言葉は、言いまわし方は違いますが、最近なくなつたルーズヴェルト氏やトルーマン氏も同じことを言っています。アメリカの學者あるいは役人の多くは、アメリカの農業が今のように發展して來たのは、家族經營の制度をアメリカがかたく維持して來たからだと言つています。この場合われわれとして誤解があつてならないのは、アメリカで中小家族經營という場合の規模は農場面積にして約八〇町歩であり、そしてトラクターの數は三つの農場に對して二つある、即ち約三分の二の農場がトラクターを持つている、そういう状態であります。このことを忘れてはなりません、とにかく

くアメリカは家族經營の將來について非常な期待と希望と満々たる自信とを持っているのです。だからアメリカでも共同經營の問題は各所に發生して、カリフォルニアとかニュー・メキシコとかいうところで、十人、二十人の農民が集まつて共同經營をやつていた事實もありますけれども、最近はだんだんそれがつぶれております。失敗はしてないけれどもいろいろな事情でそれが消えているわけです。共同經營よりずつとゆるい形の機械の共同利用・共同所有も小農民の間にすすめられてはいますが、それほど大きい關心をよんではいけません。要するにアメリカでは農民の共同は販賣・購買・信用の段階にとどまつているわけです。

ヨーロッパの立場

第二の立場は、ヨーロッパのドイツとかフランスとかオランダとかいう中農國に見られます。家族經營の將來については絶望はしていないが、満々たる自信も持つているとはいえない。だからできるだけ共同化によつて小さい家族經營の弱點を補つて行こうというのです。ここで共同化というのは基本的に言えば、能率的な農機具の共同所有・共同利用です。ドイツ、フランス、オランダでは、機械の共同利用・共同所有という線を戦後非常にはつきり出しています。これは先ほど言つたソビエトのホルホーズの宣傳に對する一つの回答でもあり、また反抗でもあるでしょう。個別經營を生かしながら、しかも個人では高くて買えない機械を共同で買つて水準の高い生産を行おうとする努力の現われであります。たとえば西ドイツの南ウィッテンベルグでは、この二年ほどに政府の補助で一二〇のトラクターの共同所有・共同利用の經營體が生まれました。これを組織する農民の人数は少く、三人か四人です。政府から金融や補助をしてもらうかわりに、簿記をこまかくつけて、政府がその制度を將來普及する場合の參考資料に供するのです。日本においても小型トラクターができて、その共同所有・共同利用に政府の金融がつくようになりましたが、それを大規模にかつ熱意をもつてドイツではすすめているのです。ドイツ

ばかりではなしに、オランダでもそういう動きがあつて、現在ではオランダの農地の一割は共同所有の機械で耕作されているのです。このようにヨーロッパで機械の共同化が進められているのは、アメリカとソビエトの農業生産力の向上を見て、ヨーロッパがじつとしてはいられなくなつたためだと思われませんが、ドイツが第二次大戦の當初ソビエトの占領地区で行つた、ユルホーズ農民に對する個別經營を基礎とした機械の共同化の經驗が物を云つていともいえますよう。

インドと
パキスタン
の立場

共同經營に對する第三の立場は、インドとパキスタンによつて代表されます。共同經營の問題としてほんとうに注目すべきものは、この二つの國の完全な共同經營の實驗であります。この國では先ほど言いましたように、農地制度はきわめて遅れている。しかしそれをこわすことは容易なことではない。しかも土地の再分配を行つても一町歩ぐらいの生産力の低い土地しか與えることができない。そういう状態において指導者が、土地改革をやらないで農業を發展させる道がないか、と考えることはわれわれとしてよく理解できません。だからパキスタンやインドは、ある意味では農地改革の代用品として共同經營を考えているともいえましよう。パキスタンの例で言えば、約二百の共同經營がすでにできて、それには一萬人以上の農民が参加し、約十萬町歩の農地を包含しているといわれます。もちろんこの問題についてもインド、パキスタンの指導者の頭はかなり大地から離れていて、自分たちの經驗を過大に評價し、夢と現實とを混同するくらいはあるようです。共同經營が二百あるといつても、ただ機械を共同に利用するという程度のものがかなり多いのでしよう。

しかしそれにもかかわらず土地、農機具、役畜などを全部プールして機械を使つて共同耕作して、その利益は提供した勞働の質と量によつて分配する經營がだんだんできています。その經營はどういうところから始めるかと

いえば、まず國有地を開墾して、ここに農業労働者や貧農を入植させて共同經營を行わせるのです。大地主があつたり、あるいは自作農がたくさんいたりするところはむずかしいのであと廻しにします。開墾地において共同經營が成功するのを待つて、徐々に既墾地に手をつける豫定です。その順序は、最初は自作農の集團している村でやつてみます。その際に政府は地租や水利費を引下げるとか、安い値段で農機具、化學肥料、優良種子を賣ることによつて、共同經營の利益をおのずと覺らせるように仕向けます。自作農の次にはいよいよ地主の土地を政府が買収して、そこで共同經營をやつて行く。

インドにしろパキスタンにしろ、完全な共同經營を國の隅々にまで及ぼし、すべての農民をこれに組織しようとするものではありません。個別經營として進んだ技術や機械をとり入れることのできる農家——その規模は、地帯によつてもちろん違いますが、大體一〇エーカーと考えていいでしょう——は、あえてこれに入る必要はない。これ以下の經營で一人ではどうも將來やつて行けない中小農、いいかえれば新しい技術、新しい機械を個人ではとうてい利用できない農家だけを集めてやるのです。パキスタンでは共同經營はあくまで自由で農民は強制されませんが、インドでは多少事情がちがいます。先ほど連合州で、獨自在農地改革の法律を出したと云いましたが、これには地主制度の廢止とともに共同經營の規定があつて、經濟的に自立不可能な小規模農家の三分の二以上が賛成して、共同經營の決議をすれば、残りの連中は共同經營に参加せざるを得ない、そういう法律さえも置いているのです。この兩國の試みは、中東の新興國イスラエルで三割ほどの村が、生産と生活にわたつて完全に共產的な體制をとつているのと若干通ずるところがあります。以上簡単でありますが、私の御報告を終ります。